

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年 8 月 3 日
【会社名】	株式会社プレサンスコーポレーション
【英訳名】	PRESSANCE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山岸 忍
【本店の所在の場所】	大阪市中央区城見一丁目 2 番27号
【電話番号】	0 6 - 4 7 9 3 - 1 6 5 0
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 土井 豊
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区城見一丁目 2 番27号
【電話番号】	0 6 - 4 7 9 3 - 1 6 5 0
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 土井 豊
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集(売出)金額】	その他の者に対する割当 (発行価額の総額) 0円 (発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 の合計額を合算した金額) 1,897,672,500円
	(注) 1. 本募集は、平成27年 6 月23日開催の当社第18期定時株 主総会の普通決議及び平成27年 6 月23日開催の当社取 締役会決議に基づき、ストックオプションを目的とし て新株予約権を発行するものであります。 2. 募集金額は、ストックオプションとしての目的で発行 することから無償で発行するものといたします。 3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場 合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場 合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合に は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い 込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社プレサンスコーポレーション東京支店 (東京都中央区八重洲二丁目 2 番 1 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年6月23日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「発行数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び「新規発行による手取金の額」が平成27年7月31日に確定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権)

###### (1) 募集の条件

発行数の欄

欄外注記

###### (2) 新株予約権の内容等

新株予約権の目的となる株式の数の欄

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

##### 2 新規発行による手取金の使途

###### (1) 新規発行による手取金の額

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権)】

## (1)【募集の条件】

発行数の欄

(訂正前)

発行数	4,310個(注) (注) 上記発行数は予定であり、申込みがなされなかった場合など、発行数が減少することがあります。
-----	---

(訂正後)

発行数	4,275個
-----	--------

欄外注記

(訂正前)

- (注) 1. 本新株予約権証券は、平成27年6月23日開催の当社第18期定時株主総会及び平成27年6月23日開催の当社取締役会の決議に基づき発行されるものであります。
2. 申込みの方法は、平成27年7月9日から平成27年7月22日までの申込期間中に「新株予約権申込書」を提出して、当社との間で「新株予約権割当契約書」を締結するものであります。
3. 本新株予約権の募集は、ストックオプションの目的をもって行うものであり、当社取締役(監査等委員を除く。以下、同様)及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の使用人に対して新株予約権を割り当てるものであります。
4. 本募集の対象となる者の人数及び発行数は以下のとおりであります。なお、新株予約権の発行数は予定であり、申込みがなされなかった場合など、発行数が減少することがあります。

付与対象者	人数	新株予約権の発行数
当社取締役	8名	400個
当社使用人	100名	2,855個
子会社取締役	3名	120個
子会社使用人	47名	935個
合計	158名	4,310個

(訂正後)

- (注) 1. 本新株予約権証券は、平成27年6月23日開催の当社第18期定時株主総会及び平成27年6月23日開催の当社取締役会の決議に基づき発行されるものであります。
2. 申込みの方法は、平成27年7月9日から平成27年7月22日までの申込期間中に「新株予約権申込書」を提出して、当社との間で「新株予約権割当契約書」を締結するものであります。
3. 本新株予約権の募集は、ストックオプションの目的をもって行うものであり、当社取締役(監査等委員を除く。以下、同様)及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の使用人に対して新株予約権を割り当てるものであります。
4. 本募集の対象となる者の人数及び発行数は以下のとおりであります。

付与対象者	人数	新株予約権の発行数
当社取締役	8名	400個
当社使用人	100名	2,845個
子会社取締役	3名	120個
子会社使用人	46名	910個
合計	157名	4,275個

## (2) 【新株予約権の内容等】

## 新株予約権の目的となる株式の数の欄

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の数	1	431,000株
	2	新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。 ただし、欄外(注)1の定めにより株式数の調整を受けることがある。

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の数	1	427,500株
	2	新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。 ただし、欄外(注)1の定めにより株式数の調整を受けることがある。

## 新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たりの行使時の払込金額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。 また、欄外(注)2の定めにより行使価額の調整を受けることがある。
----------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	443,900円(1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は4,439円) また、欄外(注)2の定めにより行使価額の調整を受けることがある。
----------------	---

## 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,838,215,000円
	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、平成27年6月22日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値により算出した見込額である。 2 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,897,672,500円
	新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

## 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価格は、行使価額とする。
	2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 当社普通株式1株の発行価格 4,439円
	2 当社普通株式1株の資本組入額 2,220円

## 2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,838,215,000	900,000	1,837,315,000

(注)1. 払込金額の総額は、新株予約権の行使による払込金額の総額であり、平成27年6月22日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値により算出した見込額であります。

2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

3. 「発行諸費用の概算額」には、消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,897,672,500	900,000	1,896,772,500

(注)1. 払込金額の総額は、新株予約権の行使による払込金額の総額であります。

2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

3. 「発行諸費用の概算額」には、消費税等は含まれておりません。